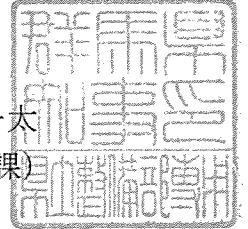


建企第174-14号
令和2年9月14日

(一社)群馬県建設業協会 御中

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部建設企画課)



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく
要請について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年9月10日に開催しました、第20回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、警戒度2を継続するとともに、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請（9月12日（土）以降）」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

○前回(8月29日(土)以降)要請からの変更点

- ・ 県外への不要不急の移動自粛の対象となる都道府県の変更
8/29～、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県
9/12～、東京都及び神奈川県

担 当：建設企画課	建設業係	小 淵
	技術調査係	石坂・土屋
T E L：027-897-2844 027-226-3531		
F A X：027-224-1426		